

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、地区担当委員の塩野吉正推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推5番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、1月15日に大久保博司委員と現地調査しましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は、大字下名栗字桐木平地内にある畑2筆、197㎡です。</p> <p>農地の現況は、露地野菜が作付けされております。</p> <p>譲受人は、申請地を取得し農業経営を開始するために申請されるということです。</p> <p>譲受人からは申請地における作付け計画書が提出されており、のらぼう、ジャガイモ、ネギなどの露地野菜を作付けするということです。</p> <p>また、通作については、自宅から徒歩1分以内の場所ということです。</p> <p>以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況につきましては、塩野吉正推進委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は飯能市在住であり、このたび自宅に隣接する農地にて、農業経営を開始したく申請するものでございます。</p> <p>譲受人の農作業の経験については、10年の経験があります。</p> <p>譲受人からはジャガイモやキュウリ、ねぎなどの作付け計画が提出され</p>

ております。

また、通作に関してですが、徒歩1分以内ですので問題はありません。こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。申請年月日は、令和8年1月5日、同日農業委員会受付となっています。次に、審査基準のうち該当する5つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、農作業機械については、耕運機1台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた大久保博司委員、何かございますか。

10番

特にございません。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。

地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

5番

進入路は自宅側からのみですか。

事務局

そのとおりです。市道はありません。

推7番

案内図の理容室の名称と申請者の名字が異なりますが、どのような関係ですか。また、河川が近くにありますが河川側から侵入することは困難ですか。

事務局

親子関係にあります。また、河川側は急斜面のため進入は困難と思われます。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請

の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものいたします。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、地区担当推進委員の浅見豊樹推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推2番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、1月20日に小川英之委員と現地調査しましたので、その状況を報告いたします。

申請地は、大字坂石字木ノ下向地内にある畑1筆、555㎡です。

譲受人は、申請地を取得し農業経営を開始するために申請されるということです。

農地の現況は、保全管理されております。

譲受人からは申請地における作付け計画書が提出されており、ジャガイモ、ネギ、ピーマンなどの露地野菜を作付けすることです。

また、通作については、自宅から車で約50分程度で別荘からは徒歩1分以内ということです。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、浅見豊樹推進委員の説明のとおりです。

譲受人は現在川越市在住ですが、このたび申請地の向かい側にある住宅を農地取得と同時に別荘として購入予定となっております、隣接する農地にて、農業経営を開始したく申請するものでございます。

譲受人の農作業の経験については、20年の経験があります。

譲受人からはダイコンやトマト、ピーマン、ジャガイモなどの作付け計画が提出されております。

また、通作に関してですが、徒歩1分以内ですので問題はありません。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。申請年月日は、令和8年1月5日、同日農業委員会受付となっています。次に、審査基準のうち該当する5つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、農作業機械については、農作業機械については特に所有していません。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた小川英之委員、何かございますか。

5番

特にございません。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。

地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

1番

サルなどが多く鳥獣被害が心配されますが、対策などはされますか。

事務局

獣害対策をするよう伝えさせていただきます。

6番

急斜面であり作付計画にある露地野菜の作付けは不向きと思われます。この方に対して農業のアドバイスが必要だと思われます。

事務局

ご意見ありがとうございます。代理人を通じて話をいたします。

推9番

別荘は既に購入されていますか。

事務局

これから購入予定と伺っております。

1番

農業経験20年とは具体的にどのようなものでしょうか。

事務局

実家が農業であり、農作業の手伝いをしていたとのこと。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。
続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、1月23日に地区担当推進委員の伊東裕彰推進委員と現地調査に行きまいりましたので報告をいたします。
申請地は、征矢町地内にある畑2筆、645㎡です。
農地の現況は、耕うん管理されており一部露地野菜が作付けされております。
譲受人は、申請地を取得し農業経営を開始するために申請されるということです。
譲受人からは申請地における作付け計画書が提出されており、ジャガイモ、ネギ、などの露地野菜やミカンなどの果樹を作付けするということです。
また、通作については、自宅と隣接しており徒歩1分以内ということです。
以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。
説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について補足説明いたします。
申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
現地の状況につきましては、江原良弘委員の説明のとおりです。
譲受人は飯能市在住であり、このたび自宅に隣接する農地にて、農業経営を開始したく申請するものでございます。
譲受人の農作業の経験については、25年の経験があります。
譲受人からはジャガイモ等の作付け計画が提出されております。
また、通作に関してですが、徒歩1分以内ですので問題はありません。
こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。
申請年月日は、令和8年1月5日、同日農業委員会受付となっております。
次に、審査基準のうち該当する5つについてご説明します。

	<p>1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございませぬ。</p> <p>2つ目、農作業機械については、農作業機械については耕運機1台を導入予定としております。</p> <p>3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。</p> <p>4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。</p> <p>5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議長	<p>伊東裕彰推進委員からの意見は特にございませぬでした。</p> <p>ただいまから質疑に入らせていただきます。</p> <p>地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
2番	<p>農地転用されてしまう可能性はありますか。</p>
事務局	<p>農地以外の利用はしない旨の誓約書をいただいております。しかし市街化区域内の農地であるため、市街化調整区域の農地と比べると農地転用が容易ではあり、農地転用がされないとは言い切れぬと思われぬす。</p>
6番	<p>農地転用された場合は農業委員会で諮りますか。</p>
事務局	<p>市街化区域内の農地であるため、報告案件となります。</p>
1番	<p>何年間は農地で利用しなくてはならないという縛りはないのですか。</p>
事務局	<p>特にございませぬ。</p>
議長	<p>他にご質問ございますでしょうか。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。
続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について、地区担当推進委員の柏崎光一推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推3番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について、1月20日に大野忠司委員と現地調査しましたので、その状況を報告いたします。

申請地は、大字中藤下郷字大両寺地内にある畑2筆、410㎡です。
農地の現況は、保全管理されている場所と露地野菜が作付けされている場所がありました。

譲受人は、申請地を取得し農業経営を開始するために申請されるということです。

譲受人からは申請地における作付け計画書が提出されており、ジャガイモ、白菜、ネギなどの露地野菜を作付けするということです。

また、通作については、通作については自宅と隣接しており徒歩1分以内ということです。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、柏崎光一推進委員の説明のとおりです。

譲受人は飯能市在住であり、このたび自宅に隣接する農地にて、農業経営を開始したく申請するものでございます。

譲受人の農作業の経験については、5年の経験があります。

譲受人からはジャガイモや白菜、ねぎなどの作付け計画が提出されております。

また、通作に関してですが、徒歩1分以内ですので問題はありません。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和8年1月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する5つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございませぬ。

2つ目、農作業機械については、農作業機械については耕運機1台、草刈り機1台を所有しております。

	<p>3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。</p> <p>4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。</p> <p>5つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議長	<p>同行して調査していただいた大野忠司委員、何かございますか。</p>
1番	<p>特にございません。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。</p> <p>地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
	<p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、地区担当委員の河野和昭推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推4番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請整理番号5-1について、1月24日、小谷野伸一委員とともに現地調査をしましたの</p>

で、その状況を報告いたします。

申請地は大字下川崎字古原地内にある畑1筆、301㎡です。

農地の現況は、保全管理されております。

また、この転用による周辺農地への影響ですが、特段無いと考えられます。

以上、現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えます。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については河野和昭推進委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、下川崎にて両親、妻、子と申請人の実家にて暮らしておりますが、将来的に家族を増やしたいという希望があり、現在の実家では手狭に感じるようになったことや、将来お互いの両親の介護が必要になった際に対応できることを考え飯能市内での新居を検討しておりました。

土地の選定条件として、自宅（現在の実家）から5km以内、居宅（床面積104㎡）の建築及び駐車スペース3台分（夫1台、妻1台、来客用車両1台）が停められること、夫婦それぞれの勤務先である入間市内への通勤時間30分以内を基準として探しておりました。

候補地としては大字双柳地内や永田台地内を検討しましたが、敷地面積や距離等の関係により候補地としては断念しました。土地探しに苦慮していることを申請人の母に相談したところ、保有している実家に隣接した土地があるためそこへの建築を勧められました。

この土地は301㎡と広大であり、申請人が希望する間取りの建築も十分可能です。また、県道を介して国道407号へのアクセスが容易であり、夫婦それぞれの勤務先である入間市内への通勤時間も希望する時間内であることや、申請人の実家にも隣接しており、また、妻の実家にも近接している等の理由により、夫婦にとって最適な土地であると考え、住宅を建築したく申請するものです。

申請年月日は、令和8年1月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって」、「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地」と判断でき、第1種農地に該当します。第1種農地の不許可の例外として「地域の農業の振興に資する施設として掲げるもの」のなかで「周辺の地域におい

て居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されているもの」であって「集団的に存在する農地をさん食し、又は分断するおそれがない」ものであって「既存の集落と申請に係る農地の距離が最小限と認められるもの」と判断できます。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費はなし、造成費、建築費に対し、自己資金及び融資にて対応することによって関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで、事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた小谷野伸一委員、何かございますか。

8番

住宅が建築されることで隣接農地の茶畑に少なからず日照の影響があると思われれます。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。

地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

1番

申請地の南側の農地は渡人と同一の所有者ですか。

事務局

同一の所有者です。

6番

実家の土地が広いように見受けられますが、実家の土地に住宅を建てることはできないのでしょうか。

事務局

今回の土地利用計画の住宅を実家の土地に建設することは困難である

議長	<p>と思われます。</p> <p>他にご質問ございますでしょうか。</p>
議長	<p>【なしの声あり】</p> <p>他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可するべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可するべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、審議を行います。</p> <p>事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の整理番号1について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。</p> <p>須田重雄推進委員より調査報告をお願いします。</p>
推6番	<p>議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明書整理番号1について、1月22日に大河原佐知子委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は、大字飯能地内にある畑4筆2、441㎡で、 現況は、ネギ、大根などの露地野菜やミカンなどの果樹が作付されました。</p> <p>また、作付されていない場所についても耕うん管理されていました。</p> <p>相続人は、大字飯能で農業経営をしている島田氏です。</p> <p>相続人の農作業への従事状況は、常時従事していることから、申請地取得後も農作業に従事すると考えられます。</p> <p>また、通作については、自宅から徒歩10分程度の範囲内で問題ありま</p>

せん。

以上のことから、現地調査を行ったところでは、相続人の相続税の納税猶予に関する適格者証明については、適当であると考えます。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第3号 相続税納税猶予に関する適格者証明願いの受付番号租税70-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

租税特別措置法第七十条の六により、農業を営んでいた被相続人又は特定貸付けを行っていた被相続人から一定の相続人が一定の農地等を相続や遺贈によって取得し、農業を営む場合又は特定貸付けを行う場合には、一定の要件の下にその取得した農地等の価額のうち農業投資価格による価額を超える部分に対応する相続税額は、その取得した農地等について相続人が農業の継続又は特定貸付けを行っている場合に限り、その納税が猶予されます。

ここにおける農地等とは、農地法第32条第1項の遊休農地に該当しない農地であって、市街化区域においては都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地、又は都市計画法第7条第1項に掲げる市街化区域以外の農地に該当するものを指します。

申請地は4筆ありますが、2, 441㎡のうち1, 046㎡については農地法第32条第1項の遊休農地に該当しない都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地です。また、1, 395㎡については、農地法第32条第1項の遊休農地に該当しない都市計画法第7条第1項に掲げる市街化区域以外の農地です。

現地については、ネギ、ダイコンなどの露地野菜が作付けされていました。申請年月日は、令和8年1月5日、同日農業委員会受付となっております。次に、租税特別措置法に基づく適格者証明の検討事項について説明します。

1つ目、被相続人が国税庁発出4147の農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例2の(1)のいずれかに該当するかですが、イの死亡の日まで農業を営んでいた人に該当します。

2つ目、相続人が国税庁発出4147の農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例2の(2)のいずれかに該当するかですが、イの相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人に該当します。

3つ目、農地が国税庁発出4147の農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例2の(3)のいずれかに該当するかですが、イの被相続

	<p>人が農業の用に供していた農地等で相続税の申告期限までに遺産分割されたものに該当します。</p> <p>以上のことから、本件は相続税納税猶予に関する適格者証明を交付することで問題ないと考えられます。</p> <p>補足説明は以上です</p>
議長	<p>同行して調査頂いた大河原佐智子委員、何かございますか。</p>
3番	<p>特にございません。</p>
	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。地区担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の整理番号1について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
推9番	<p>農業の経験はどの程度ありますか。</p>
事務局	<p>被相続人が亡くなる前から引き続き農業をされている状況です。</p>
議長	<p>他にご質問ございますでしょうか。</p>
	<p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>他に無いようでしたら、無いようでしたら、適格者証明書を発行することに賛成の方は、挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については適格者証明書を発行することといたします。</p> <p>続きまして、議案第4号農用地利用集積等促進計画（案）について審議いたします。</p> <p>それでは、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第4号農用地利用集積等促進計画（案）について説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>なお、詳細は担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号農用地利用集積等促進計画（案）について説明い</p>

たします。

まず、一人目の借受人は、平成30年より「野口種苗研究所」にて社員として農業に携わっていた方です。

野口種苗研究所に勤める傍ら、妻の実家（小岩井）の畑（計30aほど）で露地野菜や果樹を栽培しております。

また、セイヨウミツバチ、ニホンミツバチの養蜂を行うなかで、ニホンミツバチ誘引蘭である「キンリョウヘン」に出会い、日本のキンリョウヘン栽培の第一人者である「東洋ランの大石」の大石氏のアドバイスの元、ランの栽培を習得してきました。現在は350株を自宅にて育成中で、2026年3月に大石氏の在庫1500株すべてを承継することとなっています。これに株分けを施し初年度保有数は3000前後を予定です。

野口種苗研究所については、令和7年11月末日をもって退職し、「巴里沙農園」として就農開始される方です。

つづいて、二人目の借受人は、39歳の時に脱サラをして、農業を始めた方です。

日高市の森谷農園で1年半ほど農業経験を積んだ後、独立して7年以上農業を営んでいます。現在の年齢は48歳です。

経営作物としては、主に露地野菜（約10品目）です。

農法としては、慣行農法で、独立以前に学んだ栽培技術等をもとに、化学肥料や農薬を適切に使用し、栽培をしております。

販路としては、JAいるま野管内にある飯能、入間、狭山の3ヶ所の直売所や近隣のスーパーなどに出荷をしています。

農薬については、農薬ごとに基準を守っています。

今回の設定は、農地中間管理事業により、新たに農地を設定し営農開始するものです。

このような実績からも借受け希望者への農地の貸付は適切であると判断され、農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。

説明は以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。

6番

数年前は遊休農地であったかと思いますが改善されているのでしょうか。

事務局

既に改善されています。農地中間管理機構も現地確認をしていただいております。

推3番

二人目の方はこれだけの面積を耕作するとなるとトラクターなどが必

	<p>要かと思いますが、現在の農機具の所有状況を教えてください。</p>
事務局	<p>農機具は、耕うん機1台、管理機1台を所有しています。</p>
推7番	<p>二人目の方は、私の近所の農地で懸命に取り組んでおられます。今回の規模の農地を借りるとなると、それなりの機械などが必要になるかと思われます。</p>
1番	<p>農機具小屋などは設置できるのでしょうか。</p>
事務局	<p>小規模のものであれば、所有者が届出することで農機具小屋を設置できる場合があります。</p>
議長	<p>他にご質問ございますでしょうか。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、承認することといたします。</p> <p>続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用届出について、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出について、報告第3号農地法第18条の規定による合意解約についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。</p> <p>【質問なし】</p>
議長	<p>なしとのことですので、次に、その他に移らせて頂きます。皆様より何かございますか。</p> <p>【なし】</p>
議長	<p>無ければ事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>【付議案件4「その他」に記載】</p>

議長

以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局

閉会を大野職務代理から申し上げます。

会長職務代理

以上をもちまして、令和8年1月飯能市農業委員会総会を閉会します。